

公益社団法人東京社会福祉士会
自然災害等発生時の研修及び行事等の開催についての判断基準（ガイドライン）

ガイドライン第12号
令和5年8月9日制定

（趣旨）

第1条 このガイドラインは、公益社団法人東京社会福祉士会（以下、「本会」という。）が主催する研修会等において、自然災害等が発生又は発生する危険性が高まっている場合における、研修等の中止等の判断基準および対応方法について定める。

（対象となる事象）

第2条 自然災害（台風、大雨、大雪、暴風、川の氾濫等の悪天候および地震が事由となるものに限る。）とする。

（判断基準）

第3条 本会は、気象庁による特別警報・警報・注意報の発表および、「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」（令和3年5月）が定める以下の5段階の警戒レベルを、判断の基準とする。

	居住者等がとるべき行動等
警戒レベル1	発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル2	発表される状況：気象状況悪化 ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確
警戒レベル3	発表される状況：災害のおそれあり 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者および障害のある人等、およびその人の避難を支援する者 高齢者等以外の人も必要に応じ、避難の準備をし、自主的に避難する。
警戒レベル4	発表される状況：災害のおそれ高い 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル5	発表される状況：災害発生又は切迫 命の危険 直ちに安全確保！

※警戒レベル2までは気象庁が発表、警戒レベル3以上は市町村が発令

※内閣府「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）P.26より一部改変引用

2 研修および行事等の中止に関する判断は、次のとおりとする。

- （1）開催地域において、特別警報発表もしくは警戒レベル4以上の発令があった場合は、発令された時点で自動的に中止とする。
- （2）警報もしくは警戒レベル3の発令の場合は、中止を原則とする。台風等接近の場合は、

気象状況を勘案して個別に判断する。

(3) 注意報もしくは警戒レベル2以下の発表の場合は、開催を原則とする。

(判断時期)

第4条 前条(2)および(3)の研修および行事等の中止の判断時期は、次のとおりとする。

(1) 午前実施の場合は、開催当日の朝6時の段階で決定する。

(2) 午後実施の場合は、開催当日の午前10時の段階で決定する。

(判断の権限)

第5条 研修および行事等の中止の判断は、開催に係る現場責任者および担当理事で協議の上、所管する担当理事が決定し、会長に報告する。

(中止の周知方法)

第6条 研修および行事等中止等の周知は、本会 Web サイトのトップページに掲載する。

2 当該周知方法は、研修および行事等の案内(チラシ、Web サイトの告知等)に掲載する。

(中止後の対応)

第7条 自然災害により中止した研修および行事等は、原則として後日開催は行わない。ただし、受講料または参加費等は、振込手数料を差し引いた額を返金する。

2 連続講座または認定社会福祉士認証・認定機構認証を受けた研修等の場合には、原則として代替措置を講じる。

(突発的な中止事由等が発生した場合の対応)

第8条 研修および行事等の開催中に、自然災害等が発生した場合には、第3条の判断基準に応じて、即時中止または早期終了等について、現場責任者が判断する。

2 現場責任者は、研修および行事等の中止を決定した場合には、所管する担当理事に報告する。担当理事は、会長に報告する。

3 その他、不測の事態発生の場合は、現場責任者および担当理事で対応を協議の上、所管する担当理事が決定する。担当理事は、会長に報告する。

附 則

このガイドラインは、令和5年8月9日から施行する。